

美浜町長

藪内 美和子



美浜町物価高騰対応負担軽減給付金（住民税非課税世帯分）支給要件確認書

美浜町物価高騰対応負担軽減給付金（住民税非課税世帯分）支給要件の確認について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年6月20日までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給口座	裏面で振込口座をご記入ください。
支給額	30,000円

【確認欄】 ～誓約・同意事項～

- 美浜町物価高騰対応負担軽減給付金（住民税非課税世帯分）（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ①ア. 住民票上の世帯（令和6年12月13日時点）は、令和6年度の住民税が非課税者のみの世帯です。
 - イ. 世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ウ. 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている別世帯の親族等から扶養を受けていません。
（注）住民税における取扱いとして、扶養等を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 - エ. 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - ②他市区町村で令和6年度住民税非課税世帯に係る給付（本給付金と同等の事業）を受けていません。
 - ③給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、美浜町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑤この確認書は、美浜町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 - ⑥美浜町が支給決定をした後、確認書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月20日までに、美浜町が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
 - ⑦給付金の支給後、本確認書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象です。
※本給付金の受給に際し、美浜町物価高騰対応負担軽減給付金（こども加算分）の支給要件に該当する場合は、当該給付金を支給します。
※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。
※本給付金を受給しない場合は、右欄のチェック欄（□）にレを入れてください。【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本確認書の内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----------	---------	--

裏面も必ずご確認ください。

☐ 下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
	1 0 ※		

(注) 金融機関で口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、美浜町役場 総務課 (0738-23-4901)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】をご記入ください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の 〔 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 〕 を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

提出書類チェックリスト

下記書類を同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

☐ 『美浜町物価高騰対応負担軽減給付金（住民税非課税世帯分）支給要件確認書』（本書）
※必要事項をご記入ください。

☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号（表面）
☐ 振込口座（裏面）

☐ 『本人（及び代理人）確認書類の写し（コピー）』
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）を添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関・口座番号・口座名義人
を確認できる部分の写し（コピー）を添付してください。

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)